

令和8年度

# 法人・施設事業計画書

①法 人

②るりけい寮

③八 木 寮

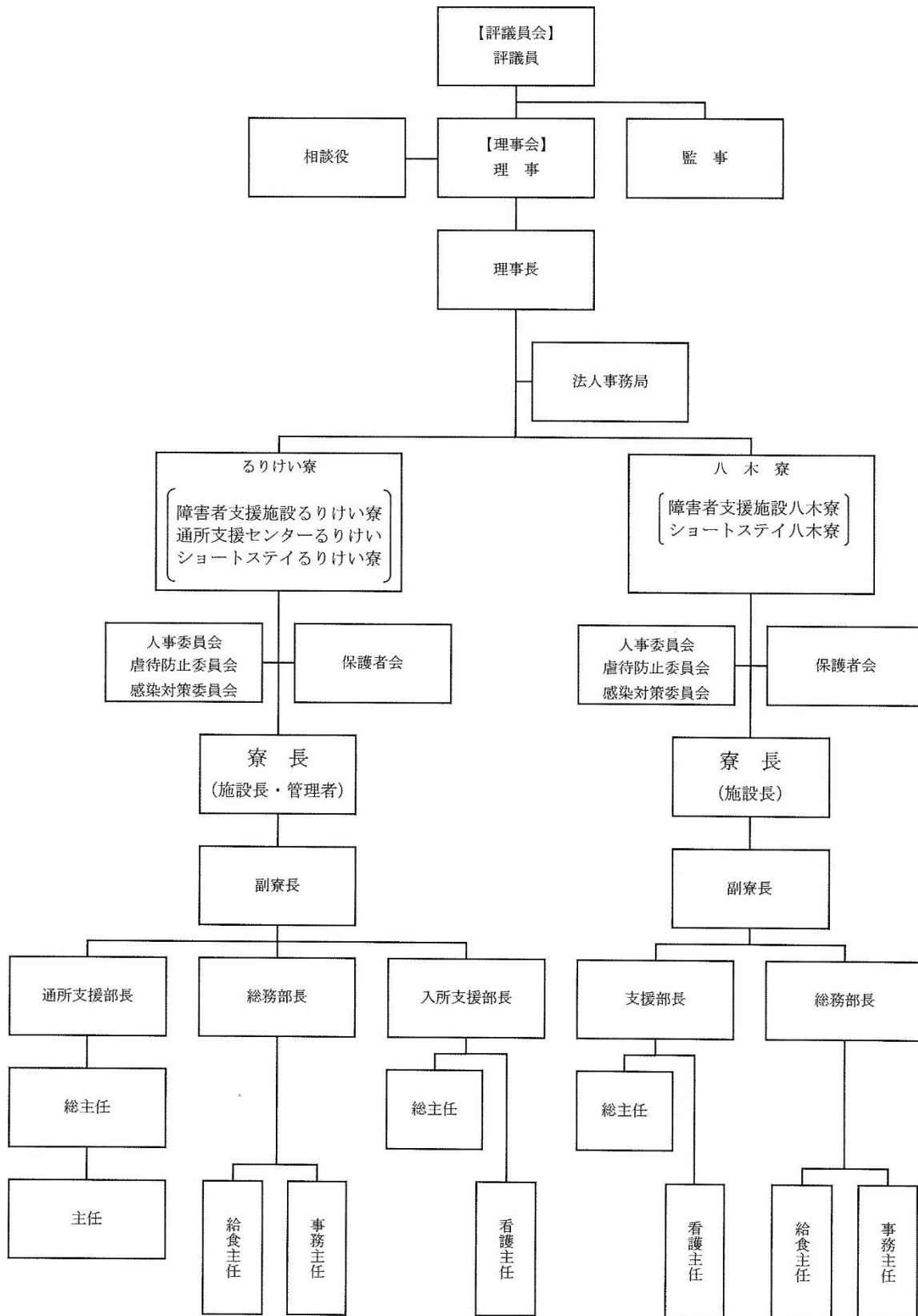
社会福祉法人 あけぼの学園



# も く じ

あけぼの学園組織図	2
<b>法人本部</b>	
1. 基本理念	3
2. 基本方針	3
3. 運営方針	3
4. 主たる行事目標	4
5. 障害者支援施設	4
6. 障害者福祉サービス	4
<b>るりけい寮</b>	
<b>I. 総務部</b>	
1. 業務方針	5
2. 令和8年度の重点目標	5
3. 事務処理予定表	5
<b>II. 入所支援部（施設入所支援・生活介護）</b>	
1. 施設の現状	6
2. 施設の運営方針	6
3. 重点目標	6
4. 利用者の現況	7
5. 支援方針	7
6. 支援目標	8
(1)生活支援	8
(2)社会学習支援	9
(3)余暇活動	9
(4)利用者の意見交流	9
(5)地域交流	9
(6)作業支援	9
(7)入所支援部作業目標（農耕班・屋内活動・椎茸班・室内班・日中活動A・B・C・D班）	10
7. 年間行事	12
8. 職員研修	12
9. 職員の現状	12
<b>III. 通所支援センターるりけい（生活介護）</b>	
1. 事業所の現状	13
2. 事業所の運営方針	13
3. 重点目標	13
4. 利用者の現況	14
5. 支援方針	14
6. 支援目標	14
7. 年間行事	15
8. 職員研修	16
9. 職員の現状	16
<b>IV. 保健衛生</b>	17
<b>V. 給食関係</b>	19
<b>八 木 寮</b>	
<b>I. 総務部</b>	
1. 業務方針	22
2. 令和8年度の重点目標	22
<b>II. 支援部（施設入所支援・生活介護）</b>	
1. 施設の現状と課題	22
2. 施設の運営方針	22
3. 重点目標	22
4. 利用者の現況	23
5. 支援方針	24
6. 支援目標	24
7. 年間行事	26
8. 職員研修	26
9. 職員の現状	26
<b>III. 保健衛生</b>	27
<b>IV. 給食関係</b>	29

# あけぼの学園組織図



# 事業計画

法人本部

## 1. 基本理念

「和顔愛語」 ～ 人にはやさしい笑顔で・心は豊かに・言葉は和やかに ～

人と対応するとき、相手の身になって、自分の身体や能力で行うことのできる「心がけ」「態度」「言葉等による奉仕の実践」を四文字で表したもので、「人間が生きていくための基本」であり、「福祉は人なり」という言葉に通じるものがある。

## 2. 基本方針

- ①人としての尊厳を重んじ、利用者の個性を尊重する。
- ②利用者のライフステージに合った有効かつ適切な支援を行うことで、一人ひとりに応じた豊かな生活が送れるよう努める。
- ③利用者個々の能力、体力、適正やニーズ等の把握により、潜在能力を引き出すとともに、利用者の自己実現と社会参加を図る。
- ④地域社会との交流を深める等、地域の人たちと共に歩み、地域に根ざした施設を目指す。
- ⑤地域社会の障害福祉ニーズに応えるとともに、合理的、効率的施設運営に努める。
- ⑥福祉を取り巻く社会情勢に柔軟に対応し、新しい発想を積極的に取り入れるとともに、職員は常にこれらの理念・基本方針に立ち返って自らの職務意識を見つめ直し、より良い施設づくりを目指す。
- ⑦法人は、基本理念・基本方針の前6項を実践できる人材を育成する。

## 3. 運営方針

本年度は、学園創設45年目となる。本年度も、障害福祉の原点は見失わず、役職員が基本理念・基本方針に則り、心を一つにして以下の事項に重点的に取り組み、健全な法人・事業所の経営・運営に努力していく。

### (1) 経営能力の向上

- ①より一層のガバナンスの強化を図る。
- ②経営の自律性と効率性を高め、事務処理の効率化を進める。
- ③積極的に情報を開示し「地域における公益的な取り組み」に努める。

### (2) 財政基盤の強化

- ①財政基盤の強化を図り、適正かつ公正な支出管理を行い、経費削減に努める。
- ②定員の充足など、サービス提供を絶え間なく行い、安定した収入の確保に努める。

### (3) サービスの充実

- ①利用者の人権尊重を第一とし、その人らしい生活を営むことができるよう支援する。
- ②利用者の健康管理に留意し、心身の状態に応じたより良いサービスの提供に努める。
- ③日常生活を支援する中で、利用者のプライバシーに配慮し、個人情報を守る。
- ④利用者の安全確保を最重視し、効率的に施設整備を行う。

### (4) 職員の資質向上

- ①職員一人ひとりが、利用者の権利を守ることを根底におき、利用者が満足するサービスの提供を行うために、求められる知識と技能を習得するよう努力する。
- ②これからの障害福祉を担う人材の育成に努める。

現在、当法人は、障害者支援施設〈施設入所支援・生活介護〉（るりけい寮80名、八木寮50名）、通所支援事業所〈生活介護〉（通所支援センターるりけい20名）、短期入所事業（るりけい寮2名、八木寮2名）を設置・経営する大規模な法人・事業運営となっている。しかし、各事業所とも、重度化・高齢化・滞留化及び施設・設備の老朽化といった大きな課題を抱えているのが現状である。このことにより、各事業所の運営方針も多様化が求められるようになってきたが、利用者や家族を不安に陥れることのないよう、今後も、関係機関のご協力を得ながら、事業所運営・利用者支援に万全の努力をしなければならない。

#### 4. 主たる行事目標

- (1) 理事会（5月、12月、3月）、監事監査（5月）、評議員会（定時6月、必要に応じて臨時）の開催
- (2) 役職員研修の実施（内部研修、外部研修）
- (3) 外部機関による運営・経営指導
- (4) 施設の整備並びに補修

#### 5. 障害者支援施設

- ・施設入所支援（るりけい寮・八木寮）  
入所者の生活の場として、日中における障害福祉サービス（生活介護）と一体化して、食事や入浴、排泄の介護などのサービスを提供する。

#### 6. 障害福祉サービス

- ・生活介護（るりけい寮・八木寮）  
施設入所支援サービスを受ける利用者の日中活動の場として、食事や入浴、排泄の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。
- ・通所支援事業所〈生活介護〉（通所支援センターるりけい）  
地域で暮らす障害者が、地域や家庭で孤立することなく、日常生活習慣を維持させながら生活することができるよう、日中生活の場を提供するとともに、生活介護および作業を行う。
- ・短期入所事業  
地域の障害者を受け入れるため、ショートステイるりけい寮・ショートステイ八木寮を運営し、社会資源としての施設サービスを提供する。

# 事業計画

るりけい寮

## I. 総務部

### 1. 業務方針

総務部の業務は、法人本部事務局及び、入所支援部・通所支援部にまたがり、利用者への直接支援以外のすべての分野を受け持ち、法人・各事業所運営の基幹をなす。また、市町村を中心とした関係機関との密接な連絡・連携を受け持つと共に、利用者に対するより良い福祉サービスの向上に向けて内外部の調整を主に万全の努力により目標を遂行する。

### 2. 令和8年度の重点目標

#### (1) 的確な財政運営及び事務処理

事業運営においては健全財政が基本であり、会計処理の適正化を図ることが最重要課題であるとともに、資金運用の安定化を図り、各会計の分析・見直し等について常に留意し、的確な財政運営及び事務処理を図る。

#### (2) 職員の資質の向上

事業所の運営方針に則り、内外部においての連絡を密にし、健全な事業運営と適正な支援を目指す人材育成を推進する。

#### (3) 他部門との緊密な連絡調整

各事業の円滑な運営と適切な支援を追求するためには欠かすことのできない課題であり、将来の展望を見越しながら、事業所内での職員および、事業所外においては関係機関との連絡・連携を円滑に行う。

### 3. 事務諸手続き（予定）

月	内 容
毎月	介護給付費・訓練等給付費請求
4月	各種補助金等の実績報告 就業規則変更届・各協定書（労基） 福祉医療機構加入職員従業員状況届
5月	前年度事業報告並びに決算書作成 決算監事監査・理事会 各補助金交付申請
6月	定時評議員会 法人現況報告（WAM） 損益計算書等提出（税務署） 労働保険概算確定書作成（労基） 福祉サービス利用者負担額更改申請
7月	社会保険月額報酬算定基礎届
12月	理事会（補正予算等）
2月	次年度事業計画作成（法人全体）
3月	予算理事会

## Ⅱ. 入所支援部（施設入所支援・生活介護）

### 1. 施設の現状

利用定員は80名、現員は77名（男子47名、女子30名）で、27歳より88歳までの人達で構成されている。障害支援区分の現況は、区分6の利用者が40名、区分5の利用者が30名、区分4の利用者が6名、区分3の利用者が1名である。

精神障害を伴った人達や強度行動障害のある人達への支援、高齢の人達への対応等、サービス提供上多くの課題を抱えている現状ではあるが、法人の基本理念・方針にのっとり、利用者本位のサービス提供に努めていきたい。また、行政、相談支援事業所、特別支援学校等の関係機関との連携を密にすることにより、利用希望者のニーズを把握しスムーズに受け入れが進められるように努力していきたい。

### 2. 施設の運営方針

利用者の住まいの場（施設入所支援）、日中活動（生活介護）の場として地域特性を活かした良質かつ適切なサービス提供の実践に取り組むとともに、事業運営の透明性の確保を図りながら、関係機関や地域、家庭との連携を重視し、地域社会に開かれた施設として一層の充実に努めたい。

### 3. 重点目標

- (1) 住環境の整備  
場所的には、比較的恵まれた環境の中にあるが今後引き続き、行動障害や諸機能の障害の軽減と心身の健全な発達を保持する為、周辺及び居住空間について一層の整備を図る。
- (2) 支援内容の向上  
個々に能力の開発に努め、その人に適応した支援を目指す。特に、日常生活支援においては、安定したゆとりある生活を確保していく。
- (3) 健康管理の確立  
旧グループホームを改装し新たに設置したトレーニングジム等を有効活用し、日頃より、健康維持・体力増進に努めると共に利用者の健康状態を常に把握しておく。また、各医療機関に協力を依頼し、保健衛生に努める。
- (4) 安全指導  
施設内外に於ける環境・諸設備を整備し安全を図る。また、特に災害発生時に於ける避難訓練について、各関係機関の協力を得て、定期的を実施する。
- (5) 職員の資質の向上  
職員の資質の向上は、即利用者の支援の向上につながる故に、自らの使命を自覚し、自己研鑽を図るよう、研修会、見学会を利用して努力する。
- (6) 保護者との連携  
保護者と職員が各々の立場を理解して、施設運営の円滑を図り、所期の目的達成に努力する。
- (7) 地域との連携、施設の社会化  
利用者の社会性を育てるため、近隣地域の住民との交流の機会を多く持つと共に地域の住民にも、施設の機能や設備を十分に利用して戴くことによって、共に活動出来る地域の拠点としていきたい。
- (8) 次世代の育成  
実習生を定期的に受け入れる事により、次世代の人材の育成を図るとともに、自らのサービス向上につなげる。
- (9) 高齢者支援  
ゆとりと快適さを配慮した居住空間を確保するとともに、日々の生活リズムを大切にし、健康と安全面を重視した支援を優先する。
- (10) 新型コロナウイルス感染予防対策等の徹底  
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」及び「障害福祉サービス事業所等における事業継続ガイドライン」等に基づいた感染予防対策等に努める。

4. 利用者の現況 (令和8年4月1日現在)

障害別 \ 年齢	20 未 満	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 以 上	計
ダウン症			1				3		4	2			10
てんかん				1	1	1	1	4	3	1		1	13
自閉スペクトラム症			4	1			3	1	2	1			12
双極性感情障害 統合失調症				1		1	3	3	5	2	1	2	18
身体障害			(1)					(1)	(3)				(5)
併症を伴わない人				1	2	2	2		4		1	6	18
その他			1			1		2			1	1	6
計			6 (1)	4	3	5	12	10 (1)	18 (3)	6	3	10	77 (5)
区分 6			3	2		4	7	7	10	3	2	2	40
区分 5			1	1	3	1	5	3	7	2	1	6	30
区分 4			2	1					1	1		1	6
区分 3												1	1
区分 2													0
区分 1													0

\* ( ) 内は重複障害者

5. 支援方針

- ・日常生活の中で常に利用者の状態を把握し、適応障害の軽減及び除去に努める。
- ・個別支援計画を定めて、利用者の発達の促進を図るとともに、自立に向かつての支援を行う。なお、個別支援計画については、定期的に又は必要に応じて見直す。
- ・心豊かな人間性をつちかうとともに、充実した生活が送れるように支援する。

## 6. 支援目標

### (1) 生活支援

- ・実践的な取り組みを通して、社会適応能力・日常生活能力の維持向上を目指し、基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・個々の能力に応じた支援内容を工夫し、根気よく継続するなかで積み上げていく。
- ・技術獲得のみならず、取り組み姿勢や自信・意欲を育み、豊かな生活につなげていく。

	全 体 目 標	支 援 方 針	取 組 内 容
農耕班	実践的な取り組みを行い、日常生活能力の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨きを習慣化することに合わせ、口腔衛生を保つ。</li> <li>・入浴に関する技術、マナーを練習し身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き支援</li> <li>・入浴支援</li> </ul>
屋内活動班	個々の技術を維持しつつ、衛生意識を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の午後の取り組みにより、歯磨きの習慣を付ける。</li> <li>・口腔内を衛生的に保てるよう介助磨きを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> </ul>
椎茸班	実践的な取り組みを行い、衛生意識の向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身辺処理能力を向上させるため、個々のレベルに応じた支援を確立する。</li> <li>・口腔衛生を保つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> <li>・更衣の確認</li> <li>・机拭き</li> </ul>
室内班	口腔衛生への意識付けを維持する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の歯磨き習慣の維持を図ると共に支援員にて確認を行い、口腔衛生を保つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> </ul>
日中活動A班	実践的な取り組みを通して、個々のスキルに応じた基本的な生活能力を維持する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の口腔内の状態を把握し、清潔を保てるよう努める。</li> <li>・個々のスキルに合わせた取り組みを行う。</li> <li>・作業後の更衣を通じ、着脱・衣類畳み及び身だしなみの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> <li>・掃除</li> <li>・衣服の着脱、衣類畳み</li> </ul>
日中活動B班	基本的な生活習慣を維持していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔衛生を保つ。</li> <li>・個々の持っている技術や習慣を維持していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> <li>・衣類の着脱</li> </ul>
日中活動C班	基本的な生活習慣の維持、向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き習慣の維持と共に、支援員が仕上げ磨きを行うことで口腔衛生を保つ。</li> <li>・各自の能力に応じた内容や取り組み方法で支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> <li>・衣類の着脱</li> <li>・掃除</li> </ul>
日中活動D班	基本的な生活習慣を維持していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔衛生を保つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨き</li> </ul>

## (2) 社会学習支援

多種にわたる社会経験を学習し、社会での適応力を養う。

- ・利用者各自に合った目的（飲食マナー、買い物実習等）を設定し取り組んでいく。
- ・目的に沿って、外出の機会を増やし、十分に活用出来るようにする。

## (3) 余暇活動

利用者の希望を尊重しながら、楽しく過ごせる機会を提供する。

- ・趣味を生かした余暇活動に取り組む。
- ・民間ボランティアを活用し、楽しむ場を増やす。

## (4) 利用者の意見交流

- ・トマト会という意見交流の場を設け、利用者の意見を引き出す。
- ・出された意見を支援に反映させていく。

## (5) 地域交流

- ・地域又は諸団体の主催する行事に参加するとともに、学園主催の行事にも地域住民の参加を要請して、理解の道を広める。
- ・民間ボランティアの受け入れを、より計画的に行っていく中で、相互理解の場としていく。
- ・教育機関との交流の機会を持つ中で、福祉理解につなげていく。

## (6) 作業支援

自己の持つ能力を開発し、課題に取り組む姿勢を養うと共に、培った力を日常生活に生かす。

- ・取り組みに興味を持てるように工夫し、集中力を養い、作業意欲を高める。
- ・共同作業に従事することにより、他の人との関係を学び協調性を養う。
- ・各取り組みにおいてルールを守る意識を高め、作業に耐える根気、体力に結びつける。
- ・取り組みを通じて社会との交流を図る。

作業班編成を8グループとする。

農耕班、屋内活動班、しいたけ班、室内班、日中活動A班、日中活動B班、日中活動C班、日中活動D班

(7) 入所支援部作業目標

	全 体 目 標	支 援 方 針	作 業 内 容
農 耕 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動を通じて作物を作る楽しさを知り、より意欲的に取り組む。また、作業の成果を自覚し、やりがいを見出し自信に繋げる。</li> <li>協調性を養うことで、互いに力を伸ばし合い自己を高める。</li> <li>作業を通じて健康な身体を作ると共に、日常生活に必要な力を付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品価値のある野菜をすることにより、意欲や興味を高め、やりがいとしていけるようにする。</li> <li>個々が作業の中で責任を持って取り組める場面を設定する。</li> <li>適度な運動場面を設定する。</li> <li>余暇活動を通し、気持ちを発散させる場面を作り、作業意欲の向上につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>畑作業</li> <li>椎茸作業</li> <li>散歩、運動等</li> <li>室内作業</li> <li>余暇的な取り組み（ドライブ・ティータイム等）</li> </ul>
屋 内 活 動 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り組みを通して、意欲を引き出すと共に既存能力の維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>興味を持てる取り組みを提供することによって意欲を高められるようにする。</li> <li>老化防止に努める。</li> <li>楽しみを持てるような余暇的取り組みをすすめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステップル</li> <li>下請け作業</li> <li>健康維持活動（風船バレー・散歩体操）</li> <li>余暇的な取り組み（音楽・ドライブ おやつ作り・創作活動）</li> </ul>
椎 茸 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ活動を通じ協調性を身に付ける。また、各個人のエンパワメントを引き出し、責任感を養うと共に豊かな人間性を育てていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各個人の潜在能力を引き出せるよう役割分担を行い、責任感・スキルアップ・能力維持に努める。</li> <li>作業で使用する道具を準備から片付け、整理整頓まで行い管理能力を養う。</li> <li>余暇活動を通し気分転換を図り、作業意欲の向上につなげる。</li> <li>体力維持、健康維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>椎茸作業</li> <li>余暇的な取り組み（ドライブ・カラオケ・ティータイム等）</li> <li>室内作業</li> </ul>
室 内 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業及び余暇的な取り組み等を通して生活リズムを保つと共に、既存能力の維持、老化防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産活動において、意欲を持てるように配慮する。</li> <li>各自のレベルに合わせ、体力維持・健康維持・老化防止に努める。</li> <li>楽しみを持てるような余暇的な取り組みをすすめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステップル</li> <li>体力維持活動</li> <li>余暇的取り組み（ドライブ、音楽 おやつ作り、創作活動）</li> </ul>

日中活動A班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力維持、向上に努め、日常生活に必要な基礎的な力を維持していく。</li> <li>・作業を通して、生活リズムを整え、健康的な生活が送れるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の能力に応じた取り組み内容を設定する。</li> <li>・取り組み易い環境作りに努める。</li> <li>・体力の維持向上に努める。</li> <li>・余暇的な取り組みを定期的に行うことによって気分転換を図り、作業意欲の向上につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬作業</li> <li>・体力維持活動</li> <li>・散歩</li> <li>・創作活動</li> <li>・ステップル作業</li> <li>・余暇的取り組み（ドライブ等）</li> </ul>
日中活動B班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場面に応じて適応できる力を身につける。</li> <li>・健康と体力の維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自の特性に合った作業内容を見付け出し、意欲的に取り組めるような環境を作っていく。</li> <li>・各自の精神的安定を図る。</li> <li>・安全に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬作業</li> <li>・ステップル作業</li> <li>・散歩</li> <li>・室内での取り組み（創作活動、体操、カラオケ等）</li> <li>・余暇的取り組み（ドライブ、ティータイム等）</li> </ul>
日中活動C班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業及び余暇的な取り組みを通して生活リズムの安定、定着を図る。</li> <li>・健康と体力の維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲的に取り組めるような環境を作ると共に、個々の気持ちを大切にし、楽しく活動できるような雰囲気作りを心掛ける。</li> <li>・個々に応じた運動量を確保していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬作業</li> <li>・散歩</li> <li>・室内の取り組み（創作・運動）</li> <li>・ステップル作業</li> <li>・余暇的取り組み（ドライブ、ティータイム等）</li> </ul>
日中活動D班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を通して各個人に合った生活のリズムを整え、精神安定を図り、諸能力を引き出していく。</li> <li>・健康と体力の維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の能力、適性、年齢、状態に応じた取り組み内容を適時検討していく。</li> <li>・意欲的に取り組めるような環境を作ると共に、個々の気持ちを大切にし、楽しく活動できるような雰囲気作りに心掛ける。</li> <li>・健康面を重視した、基礎的な体力作りに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップル</li> <li>・散歩</li> <li>・室内の取り組み（創作、運動、音楽）</li> <li>・余暇的取り組み（ドライブ、ティータイム等）</li> </ul>

## 7. 年間行事

月	行	事
4	4/25(土)～5/ 6(水)	帰宅実習
5		
6		ボウリング大会 作業班レクリエーション
7		
8	8/ 9(日)～8/23(日) 8/29(土)	帰宅実習 夏祭り
9	9/20(日)～9/27(日) 下旬	帰宅実習 (シルバーウイーク) 一泊旅行①
10	下旬 下旬	一泊旅行② 作業班レクリエーション 日帰り旅行①
11	中旬 中旬	日帰り旅行② 日帰り旅行③
12	12/18(金) 12/26(土)～1/ 4(月)	クリスマス会 帰宅実習
1	元旦	初詣
2		作業班レクリエーション
3		

## 8. 職員研修・会議

研修名	対象人数	予定日	研修名	対象人数	予定日
強度行動障害支援者基礎	1名		虐待防止研修	全職員	年1回
初任者職員研修	0名		身体拘束適正化研修	全職員	年1回
中堅職員研修	1名	7月、 9月	感染対策研修	全職員	6月、1月
チームリーダー職員研修	0名	9月、10月	B C P 研修	全職員	年1回
福祉施設職員研修	1名	1月	内部研修	全職員	2月
サービス管理責任者等実践	0名	7月	地域連携推進会議	管理職	9月

## 9. 職員の現状(令和8年4月1日現在)

職 種 区 分	寮	嘱	看	責	支	栄	事	用	調	合
	長	託	護	サ	援	養	務	務	理	計
		医	師	ー	員	士	員	員	員	
		師		ビ						
				ス						
				管						
				理						
				者						
現 員	《1》		《1》	2	29	1	2		業	34
嘱託職員		《1》			10				務	《2》
									委	10
									託	《1》

《 》兼務

### Ⅲ. 通所支援センターるりけい（生活介護）

#### 1. 事業所の現状

利用定員は20名、現員は22名（男子16名、女子6名）で、21歳から73歳までの人達で構成されている。障害支援区分の現況は、区分6の利用者が3名、区分5の利用者が9名、区分4の利用者が7名、区分3の利用者が2名、区分2の利用者が1名である。

精神障害や発達障害を伴った人達への支援や高齢の人達への対応等、サービス提供上多くの課題を抱えている現状ではあるが、食堂や作業スペースを有効活用することで、利用者本位の質の高いサービス提供に繋げていきたい。

令和6年度に行われた障害福祉サービス費の報酬改定の影響により、事業継続が困難な財政状況に陥っていることから、今年度末日を持って事業廃止することを決定した。事業廃止後、障害者支援施設るりけい寮への入所を希望される方、他事業所の利用（通所）を希望されている方等が、新たな生活に円滑に移行できるよう、保護者の方々や相談支援事業所と連携をはかりながら引き続き努めていきたい。

#### 2. 事業所の運営方針

利用者の生産活動・生活支援の場として地域特性を活かした良質かつ適切なサービス提供の実践に取り組むとともに、事業運営の透明性の確保を図りながら、関係機関や地域、家庭との連携を重視し、地域社会に開かれた事業所として運営を行う。

#### 3. 重点目標

##### (1) 支援内容の向上

個々に能力の伸長に努め、その人に適したゆとりある支援を確保していくと共に生活支援を充実していく。

##### (2) 健康管理の確立

今年度、旧グループホームを改装し新たに設置するトレーニングジム等を有効活用し、日頃より、健康維持・体力増進に努めると共に利用者の健康状態を常に把握しておく。また、各医療機関に協力を依頼し、保健衛生に努める。各種定期健診を実施する。

##### (3) 安全指導

事業所内外に於ける環境・諸設備を整備し安全を図る。

また、特に災害発生時に於ける避難訓練について、各関係機関の協力を得て、定期的に実施する。

##### (4) 職員の資質の向上

職員の資質の向上は、即利用者の支援の向上につながる故に、自らの使命を自覚し、自己研鑽を図るよう、研修会、見学会を利用して努力する。

##### (5) 保護者との連携

保護者と職員が各々の立場を理解して、事業運営を円滑に図り、所期の目的達成に努力する。

##### (6) 地域との連携、施設の社会化

利用者の社会性を育てるため、近隣地域の住民との交流の機会を多く持つと共に地域の住民にも、施設の機能や設備を十分に利用して戴くことによって、共に活動出来る地域の拠点としていく。

##### (7) 次世代の育成

実習生を定期的に受け入れる事により、次世代の人材の育成を図るとともに、自らのサービス向上につなげる。

(8) 作業の充実

利用者が主体と成りえる下請作業・屋外作業のより一層の充実を図り、収益の向上に努める。また、入所支援部ときめ細やかな連携をしていく。

(9) 新型コロナウイルス感染予防対策等の徹底

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」及び「障害福祉サービス事業所等における事業継続ガイドライン」等に基づいた感染予防対策等に努める。

4. 利用者の現況（令和8年4月1日現在）

障害別 \ 年 令	20 未 満	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 以 上	計
ダウン症			3						1				4
てんかん					1								1
自閉スペクトラム症		1	2										3
双極性感情障害 統合失調症										1		1	2
身体障害		(1)	(2)	(1)				(1)	(1)				(6)
併症を伴わない人		2		2	1		1		2	1	1		10
その他		1						1					2
計		4 (1)	5 (2)	2 (1)	2	0	1	1 (1)	3 (1)	2	1	1	22 (6)
区分 6			1						1	1			3
区分 5		1	2				1	1	2		1	1	9
区分 4		2	2	2	1								7
区分 3		1			1								2
区分 2										1			1
区分 1													

\* ( ) 内は重複障害者

5. 支援方針

- ・日々の支援の中で常に利用者の状態を把握し、適応障害の軽減及び除去に努める。
- ・個別支援計画を定めて、利用者の発達の促進を図るとともに、生産活動の機会の提供を行い、知識や能力を高め、自立に向かっての支援を行う。なお、個別支援計画については、定期的または必要に応じて見直しを行う。
- ・心豊かな人間性を培うとともに、充実した生活が送れるように支援する。
- ・ディズニー会という意見交換の場を設け、利用者の意見を引き出すと共に、ニーズを把握し支援に反映させていく。

## 6. 支援目標

### (1) 地域交流

- ・地域又は諸団体の主催する行事に参加するとともに、学園主催の行事にも地域住民の参加を要請して、理解の道を広める。
- ・民間ボランティアの受け入れを、より計画的におこなっていく中で、相互理解の場としていく。

### (2) 作業支援

- ・作業を通し自己の持つ能力を引き出し、めりはりのある生活習慣を身につけると共に、培った力を日常生活に生かす。
- ・個々の興味や能力・適正に合った作業内容を開発し提供していくことにより、集中力を養い、より良い社会生活に繋がるよう支援する。
- ・共同作業に従事することにより、他の人との関係を学び協調性を養う。
- ・取り組みを通じて社会との交流を図る。

### (3) 生活支援

- ・社会適応能力・日常生活能力の向上、及び身辺処理能力の向上、基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・個々のレベルに応じた支援内容を工夫し、根気よく継続するなかで積み上げていく。
- ・技術獲得のみならず、取り組み姿勢や自信・意欲を育み、豊かな生活につなげていく。
- ・入浴や着替えの支援を必要とする人には、入浴や着替え・洗濯の支援をしていく。

### (4) 通所支援センターるりけい支援目標

	全 体 目 標	支 援 方 針	活 動 内 容
通 所 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間意識を育み、働く意義を感じながら楽しく作業できる集団を作っていく。</li> <li>・作業に対する志向性を高めていくと共に作業に取り組む中で社会性を育て、伸ばさせていく。</li> <li>・在宅生活をサポートし、その一助となる。</li> <li>・ADLの向上を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通ってきたくなる雰囲気作りに努める。</li> <li>・互いに協力を必要とする場面を設定する。</li> <li>・見通し、判断力、集中力の基礎を培うと共に基礎体力の維持増進に配慮する。</li> <li>・課題に応じた取り組みを行う。</li> <li>・個々のニーズに合った生活支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップル</li> <li>・下請け作業</li> <li>・木の葉作業</li> <li>・ハウス栽培</li> <li>・黒豆栽培</li> <li>・生活支援</li> <li>・散歩</li> <li>・余暇の取り組み</li> </ul>

## 7. 年間行事

月	行 事	
4		
5		
6	作業班レクリエーション	
7		
8	8/13(木)～8/16(日)	お盆休み
	8/29(土)	夏祭り
9		
10	作業班レクリエーション	
11	日帰り旅行	
12	12/18(金)	クリスマス会
	12/29(火)～1/3(日)	お正月休み
1		

2	作業班レクリエーション
3	

8. 職員研修・会議

研 修 名	対象人数	予 定 日	研 修 名	対象人数	予 定 日
近畿地区施設職員研修大会	0名	月	虐待防止研修	全職員	年1回
初任者職員研修	0名	月	身体拘束適正化研修	全職員	年1回
中堅職員研修	0名	7月、9月	感染対策研修	全職員	6月、1月
チームリーダー職員研修	0名	9月、10月	B C P 研 修	全職員	年1回
福祉施設職員研修	0名	1月	内 部 研 修	全職員	2月
強度行動障害支援者養成研修(実践)	0名	7月			

9. 職員の現状(令和8年4月1日現在)

職 種 区 分	寮 長	嘱 託 医 師	看 護 師	責 任 管 理 者	生 活 支 援 員	事 務 員	調 理 員	合 計
現 員	《1》		《1》	1	2	1	業 務 委 託	4 《2》
嘱 託 職 員		《1》			3			3 《1》

《 》兼務

## V. 保健衛生

### 1. 基本方針

1. 集団生活の中での清潔な環境作り。
2. 嘱託医、協力医療機関（病院、保健所等）との密な連携を図り、個々に適した保健環境作り。
3. 加齢による機能障害や能力低下を把握し、健康（体力）維持と精神衛生の安定を図る。
4. 利用者及び職員の保健衛生管理を図る。
5. 新型インフルエンザ等感染症対策の徹底。

### 2. 年間目標

1. 健康診断及び成人病検診の拡充。
2. 癌検診の定期化。
3. 老化防止対策
4. 高齢者の残存能力（日常生活動作及び精神活動能力）が、生かされるような生活パターンの工夫
5. 身体の清潔と環境衛生。
6. 支援職員との連携を図り、個々の利用者の健康を把握。
7. 栄養指数を算出し、利用者の栄養状況を把握。
8. 疾病の予防、早期発見、早期治療。
9. インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの実施。
10. ストレスチェック（職員）の実施。
11. 感染防止対応（二次感染予防も含む）・心肺蘇生法等、施設内研修の実施。

### 3. 月間業務内容

1. 定期通院
2. 随時受診
3. 身体測定 身長測定 年に1回 ・ 体重測定 毎月第1週目の入浴日
4. 血圧測定 月に1回 （必要とされる利用者については、毎日実施）
5. 体温測定 随時
6. ブラッシング指導 1日1回
7. その他
  - ① 居室、廊下及び手摺り、トイレの定期清掃と消毒
  - ② 投薬の整理、管理
  - ③ 定期薬及び臨時薬の服薬介助（日に1～4回）
  - ④ 定期処置及び外傷時等の処置（日に1～3回、随時）
  - ⑤ 救急箱、医療具、医薬品の点検、補充
  - ⑥ カルテ整理
  - ⑦ AEDの管理
  - ⑧ 各手帳・保険証等の管理、保管（更新手続き等の管理は、総務部にて行う）

4. 年間業務計画

	検診・検査等	測定	衛生(健康)指導	環境衛生
4月	健康診断 (採血・心電図・前立腺癌検診 〔50歳以上の男子〕) 結核、肺癌検診 (胸部直接撮影) 内科検診1-①	BP WT HT 肥満度	G.W 外泊時健康管理指導	室内換気指導
5月	内科検診1-② 子宮癌及び乳癌検診 (30歳以上の女子)	BP WT	救急・心肺蘇生法講習	
6月	内科検診1-③	BP WT	梅雨期衛生指導	夏用寝具に交換
7月	内科検診1-④ 尿検査(第1回) 職員健康診断(第1回) 〔生活習慣病予防健診〕 職員ストレスチェック	BP WT		衛生・大掃除
8月	内科検診1-⑤	BP WT	夏期外泊時健康管理指導	
9月	内科検診2-①	BP WT	職員健康指導(Dr 廣野)	
10月	内科検診2-② 歯科健診	BP WT 肥満度		冬用寝具に交換
11月	インフルエンザワクチン予防 接種(職員含む) 新型コロナワクチン定期接種 (65歳以上)	BP WT	特定保健指導 〔該当者のみ〕	
12月	内科検診2-③	BP WT	冬期外泊時健康管理指導	暖房中の室内換気指導 大掃除
1月	内科検診2-④	BP WT		
2月	尿検査(第2回) 職員健康診断(第2回) 〔深夜業務従事者健診及び 深夜業務従事者以外(血液・ 尿検査、便潜血反応検査の み)の健診〕	BP WT		寝具交換(敷布団、枕等)
3月	内科検診2-⑤	BP WT	職員健康指導(Dr 廣野)	

B P (血圧測定)、W T (体重測定)、H T (身長測定)

※令和8年度も、利用者及び職員に対して、インフルエンザワクチンの接種を勧める。

## VI. 給食関係

食事は利用者にとって大きな楽しみの一つであり、健康な体づくりの基本でもある。るりけい寮においては、給食業務を業者委託しているが、高齢化・重度化のすすむ中、食事を通し生活習慣病の予防を配慮し、以下の点を業者に対して指示・指導している。

又、出来る限りではあるが、利用者の希望に添えるよう心がけている。

- ①利用者の健康状態・ニーズに合った献立、②バランスのとれた食生活づくり、③適温配膳、④衛生面での十分な配慮、⑤施設での収穫物を最大限に使用し、安全な食品の確保、⑤喉詰め、嚥下困難に関する配慮

### 1. 食事開始時刻

朝食	8:00
昼食	12:00
夕食	18:00
間食	15:00

### 2. 平均喫食数

	入所支援部			通所支援部	
	朝	昼	夕	昼	
利用者	78	72	78	利用者	22
職員	5	28	5	職員	8
合計	83	100	83	合計	30

### 3. 食事計画

	朝	昼・夕
食事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御飯…週5回 1汁1飯2菜</li> <li>・パン食…週2回（祝日や帰宅期間を除く火曜・金曜） 菓子パン・惣菜パン 牛乳・コーヒー・ソテー サラダ・果物・乳製品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1汁1飯2～3菜</li> <li>・寮で収穫された農作物を、献立に取り入れていく。</li> <li>・麺類、パン食も取り入れていく。</li> </ul>

- ・適温給食になるように努める。
- ・季節感を取り入れる。
- ・利用者の嗜好を十分に把握し、味覚・視覚の両面で満足いく食事の提供に努める。
- ・焼き物、揚げ物など適温かどうかを記録、管理する。
- ・毎食の献立表を見るのを楽しみにされている利用者のために一週間分の献立表に料理写真を取り入れる。
- ・季節の旬の食材や、季節感を味わって頂くために、メニューを掲示する。

#### 4. 特別食（生活習慣病食等）

内 容	人 数	
	入所支援部	通所支援部
塩分制限	3名	0名
糖尿病	4名	0名
脂質異常症・動脈硬化（循環器系） 肝臓・消化器疾患	13名	2名
貧血	3名	0名
肥満（肥満予防含む）	35名	8名
高齢又は歯のない人及び狭窄による嚥下困難を含む	25名	3名
補助食（高カロリー飲料・鉄分調整等）	0名	0名
とろみ（水分のみ）	0名	0名

#### 5. 配慮食

内 容	人 数	
	入所支援部	通所支援部
細切れ	21名	3名
超細切れ	4名	0名
魚のほぐし	25名	3名

※重複している人有り

- ・高齢化が進む中、生活習慣病予防として全体的に薄味に心掛ける。
- ・粥食、特別献立は、体調不良（風邪・腹痛・下痢・抜歯等）の理由で医務からの連絡に従って随時行い、日常食に準じた献立で実施。
- ・毎月BMIを算定している。
- ・毎月の体重測定の結果や血液検査の結果により、医務からの指示により、年2回の食事内容の見直しを行っている。

#### 6. 保存食

- ・毎食毎に調理済みの食品と原材料を冷凍室にて2週間保存する。
- ・災害対策として、非常用食料を常備している。（3食×3日分）

#### 7. 衛生管理

- ・給食従事者の定期検便（保菌検査及び大腸菌群検査）を月1回実施する。
- ・残留塩素器にて毎朝・夕の飲料水検査を実施するよう指導する。
- ・害虫駆除を年2回、換気扇の掃除は随時業者に依頼する。

- ・食堂及び厨房内の大掃除を年2回実施する。
- ・溝掃除・床磨きは常時行うよう指導する。
- ・受水層の掃除を1年に1回実施する。(5月～8月)
- ・厨房に入る際には、各自の爪ブラシを使用し、手洗いを徹底する。
- ・食中毒が発生した場合には、感染範囲をできる限り広げないために、食器等の消毒を徹底し、使い捨て食器などを準備している。
- ・納品の際には、納品時間や納品の状態を記録し、食品の表面温度を計り記録、産地、品名等も記録している。
- ・納品時、感染対策として、業者に体温測定をお願いしている。
- ・コロナ対策として、使い捨てのお弁当箱、使い捨ての食器等の準備、ペットボトルのお茶等を準備している。

#### 8. 行事食

	内 容		内 容
4月	花見	10月	ハロウィン
5月	端午の節句	12月	クリスマス会・年越し
6月	水無月	1月	正月・七草粥
7月	七夕・土用の丑	2月	節分・バレンタイン
8月	お盆・夏まつり	3月	ひなまつり・春分の日
9月	十五夜・秋分の日		

\*毎月、誕生日会の献立・間食を取り入れる。

\*傘寿のお祝い献立を取り入れる。(赤飯、利用者の好みのメニューを入れる。)

# 事業計画

八木 寮

## I. 総務部

### 1. 業務方針

支援部以外の業務（経理・庶務・給食）を管轄し、施設運営の基礎をなすものであり、利用者に対するよりよい福祉サービスの向上に向けて業務を遂行する。

### 2. 令和8年度の重点目標

- (1) 経営基盤の安定化と透明性の確保  
安定した事業を継続して行えるように、事業の計画的・効果的实施、収支状況の把握・点検と財務規律の強化、業務改善の推進、法令遵守と事業運営の透明性に努める。
- (2) 職員の資質向上  
ご利用者の声や保護者の思い、更には地域・行政機関等の意見もしっかり聴き、職員間での情報共有化を図って質の向上に努める。  
自己啓発や研修会・見学会の積極的な参加を促し、知識・技術の向上に努めると共に、事業所外での交流も深め、社会人としての規範も持ち合わせる人材育成に努める。
- (3) 関係機関・団体との連携と協調  
事業所内においては職員間、事業所外においては関係機関・団体（京都府、市町村、相談支援事業者、他の障害者支援事業所、医療機関や専門機関・特別支援学校、高齢者支援事業所・機関）との連携・連絡を行い、福祉サービスの向上を目指す。

## II. 支援部（施設入所支援・生活介護）

### 1. 施設の現状

利用定員は50名、現員は48名（男子30名、女子18名）で、18歳より82歳までの人達で構成されている。障害程度区分の現況は、区分6のご利用者が32名、区分5のご利用者が14名、区分4のご利用者が2名である。支援については、障害の症状や行動に係る特性等の把握とこれを踏まえた課題を抽出し、法人の基本理念・方針に則ったご利用者本位のサービス提供に努め、今後もよりご利用者一人ひとりの視点に立った支援を着実にいき、潜在能力を発揮していただけるような取り組みや活動を積み上げていく。

### 2. 施設の運営方針

コンプライアンス（法令遵守）を徹底し、社会福祉法人あけぼの学園「基本理念・基本方針」に掲げる福祉サービスの提供や、ご利用者一人ひとりの「個性」と「尊厳」を尊重した安心・安全なサービスを提供する。

### 3. 重点目標

- (1) 人権尊重  
障害者総合支援法・第一条に謳われている基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしいという文言のもと、ご利用者の人権尊重・権利擁護を基本においた支援及び支援体制を推進していく。
- (2) 福祉サービス内容の向上  
本人の「希望」や「願い」を大切にし、エンパワメントやストレングス視点にたった支援と共に、ご利用者一人ひとりの障害の特性や状況を把握し、一人ひとりの個性・能力に合ったサービス、更には合理的配慮と意思決定に基づいた利用者満足度向上に繋がる支援に努める。
- (3) 安全と健康管理  
非常災害時の安全、日常生活時の安全、高齢化していくご利用者の健康管理に努める。その為、平素の訓練、災害予防、病気に対する早期発見、早期治療に努める。
- (4) 職員の資質向上  
自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ねる。その為にOJT（職を通じての研修）を基本に、OFF JT（職を離れての研修）及びSDS（自己啓発援助）を計画的に推進し、職員の資質向上を図る。特に高齢知的障害者および強度行動障害者への支援に

ついて研鑽を深めていく。

(5) 保護者・地域との連携

緑あふれる自然の中で、生きる根底となる「健康」・「食」を大切にし、自己選択・自己決定を尊重する支援を掲げ、ご利用者・ご家族から喜ばれる施設、地域から愛される施設運営に努める。

(6) 災害防止・危機管理

防災計画に基づき、年2回以上の初期消火・通報・避難誘導訓練を行い、災害防止に努め、年1回以上は消防署の立ち合い指導による防災訓練を行う。

4. 利用者の現況（令和8年4月1日現在）

[利用者の年齢別 障害・区分構成]

年 齢 障 害 別	20	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	計
	未満	～ 24	～ 29	～ 34	～ 39	～ 44	～ 49	～ 54	～ 59	～ 64	～ 69	以 上	
ダ ウ ン 症								2		1			3
て ん か ん					(6)	2 (1)		(1)	3	2			7 (8)
自閉スペクトラム 症	1	1		1	6	2	3	4	4	1			23
双極性感情障害 統合失調症						1		2		3	1	1	8
身 体 障 害					(1)				(1)	(2)			(4)
併 症 を 伴 わ な い 人					1				3	1	1	1	7
そ の 他													
計	1	1		1	7 (7)	5 (1)	3	8 (1)	10 (1)	8 (2)	2	2	48 (12)
区 分 6				1	6	4	2	6	8	4	1		32
区 分 5		1			1	1	1	1	2	4	1	2	14
区 分 4	1							1					2
区 分 3													0
区 分 2													0
区 分 1													0

\* ( ) 内は重複障害者

## 5. 支援方針

- ① 『和顔愛語』の法人理念に基づき、基本方針の理解と実現を進める。
- ② 各人の生活を尊重し、支援にあたっては十分に留意して対応・支援していく。
- ③ 高齢化と共に医療的ケアが必要なご利用者も増えるなか、健康管理は重要な課題であり、保健衛生部門の充実を図ると共に、日々の健康観察や医療機関との連携などを深め、健全な支援活動を推進する。
- ④ ご家族・保護者とも適時連絡を取り合い、より充実した生活が送れるようにする。
- ⑤ ご利用者の年齢・身体の状態等を踏まえた、ご利用者中心の支援・援助を推進する。
- ⑥ ご利用者一人ひとりと話をし、また、関わる機会を大切にし、ご本人の思いを受け止め、より個別の取り組みを充実させる。

## 6. 支援目標

### (1) 日中活動班

- ・作業や生活学習・創作活動を通し、年齢や体力面、健康面を配慮しながら各ご利用者が持てる力を発揮できる様にする。また、新たな力の獲得が出来るよう工夫しながら進め、培った力を日常生活の中で生かせ、ゆたかな生活が送れるよう支援する。
- ・毎日の生活が安定・安全に送れるよう、保健衛生と連携を図る。  
また、衛生面に日々留意し、手洗いやうがいを重視し、疾病予防に努める。
- ・地域行事等への参加は、状況に応じて実施する。
- ・活動班は、生活班、作業班、基礎班の3班とする。作業班については、内容により作業1班、2班と2グループに分かれての活動も行う。

	目 標	方 針	内 容
生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康維持に努め、毎日の生活が心身ともに安定するよう努める。</li> <li>・活動を通じて、生活の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の健康把握に努め、安定した生活を送れる様に配慮、支援する。</li> <li>・保健衛生担当や利用者担当との連携を図り、健康維持に努める。</li> <li>・各ご利用者にあった個別の支援をする。</li> <li>・ゆったりとした活動の中で、楽しみや充実感を得られる様にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寮内歩行、散歩</li> <li>・室内運動、健康体操</li> <li>・創作</li> <li>・自立課題ツールを用いてのプットイン、クレーン作業等</li> <li>・ドライブ</li> <li>・外出（買い物）</li> <li>・レクリエーション</li> </ul>
作業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身ともに健康の維持・増進を図る。</li> <li>・生活にはりが持てるよう、日中活動の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散歩、健康体操等の健康に関わる活動で、体力維持に努める。</li> <li>・安全と衛生面に配慮する。</li> <li>・やりがいや生きがいを持てるよう工夫する。</li> <li>・多種の創作活動から、新たな力の発揮に努める。</li> <li>・日中活動で作った農作物や小物等の創作物を、地域の青空市に出店する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑作業</li> <li>・園芸活動</li> <li>・健康体操、散歩</li> <li>・運動器具を用いた筋力トレーニング</li> <li>・D棟清掃</li> <li>・手芸</li> <li>・創作活動</li> <li>・外出（買い物）</li> <li>・藍染</li> <li>・ペーパーログ</li> <li>・木工</li> </ul>

基 礎 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持てる力を引き出し、楽しめる場をつくる。</li> <li>・ 活動を通して、体力の維持と向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご利用者個々の希望、可能性を尊重する。</li> <li>・ 自立課題ツールや創作を通じ、経験を積み重ね、興味を持って集中し、達成感を得られる様な場面をつくる。</li> <li>・ 基礎体力の維持、持続力の増進に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 散歩</li> <li>・ ドライブ</li> <li>・ 外出(買物)</li> <li>・ 創作</li> <li>・ 自立課題ツールを用いての putt-in 作業やマッチング作業</li> <li>・ レクリエーション</li> <li>・ 運動器具を用いた筋力トレーニング</li> </ul>
-------------	---	---	---

## (2) 余暇時間の充実と活用

- ・ 支援の一環として位置づけ、一人ひとりの自由に使える余暇時間・環境を提供する。
- ・ 関心が持てる事柄等については、個々のご利用者の思いを大切に活動できるように工夫する。また、良い文化や社会資源等を利用することで、視野を広げ豊かな心を育て、よりよい人間関係や、ご利用者の個性が引き出されるように配慮していく。更に、必要に応じて夕方の余暇時間や土・日曜日の活動を支援して、社会参加や地域との交流にも繋げていく。
- ・ さくらんぼ会（ご利用者の自治会的活動）は、話し合われた内容や過程を大切にしながら、自主的な活動として充実したものになるようにする。また、社会資源（民間施設）の利用や地域行事の参加、ボランティアを招く等、社会的経験を積んでいただく。

## (3) ミュージック・ケア

- ・ 音楽に合わせて楽器を鳴らす、演奏を行う、リズムに合わせて踊る等の内容。
- ・ 今年度で9年目となる。
- ・ 担当者による寮内セッションは、支援班別にて月3回実施予定。
- ・ 2ヶ月に1回のペースで講師を招いてセッションを行う。講師による職員に対しての研修は年1回以上を予定。
- ・ ご利用者にとって心地よく楽しい時間となる様、自ら行動することを大切にする。
- ・ D棟でご利用者全員が参加できる取り組みを設定する。
- ・ 鈴やスカーフ、バルーン、鳴子等の小道具を活用し、ご利用者の自主性を尊重した参加しやすい環境づくりを行なう。
- ・ 引き続き、職員の指導資格取得を積極的に進めていく。
- ・ 職員自身が利用者の変化を感じ、関わり方を見つける中で日々の支援に役立てる様にし、最終的に職員の資質向上を目指す。

## (4) 火曜日午後粋活動

- ・ 小グループに分かれ、毎週火曜日の午後買い物や喫茶を主な取り組みとして行う。
- ・ グループごとにご利用者の意思決定を尊重し「希望」「生活課題」に応じて取り組む。
- ・ 外出組と寮内組に分かれ一人月1回は買い物等外出できる様にローテーション化する。

## (5) サークル活動

- ・ ご利用者の好きなこと、趣味（調理、カラオケ、スポーツ、ゲーム等）をゆったりと取り組む時間を設けることで生活の幅を広げ、心のゆとりにつなげることを目的とする。
- ・ さくらんぼ会でしたいことを募り、サークル項目を決め、月1回木曜日午後の時間にサークル活動を行なう。

## 7. 年間行事

月	行 事
4	4/14(火) 花見
5	4/25(土)～5/6(水) 帰宅実習
6	6/3 (火) 一斉検診 (1回目) 旅行の取り組み
7	
8	8/8(土)～8/16(日) 帰宅実習
9	9/29(火) 秋まつり
10	旅行の取り組み クラシックコンサート
11	下旬 一斉検診 (2回目)
12	12/8(火) 忘年会 12/26(土)～1/4(月) 帰宅実習
1	初詣
2	2/ 3(水) 節分
3	

※帰宅実習、行事等については、感染症の感染状況をみて、日時の設定・変更及び中止の判断をする。

## 8. 職員研修

研 修 名	対象人数	予 定 月	研 修 名	対象人数	予 定 月
全国福祉関係職員研究大会	1名	9月	管理職員研修	1名	11月
全国日中活動支援部会	1名	9月	虐待防止・権利擁護研修	1名	11月
近畿地区施設職員研修大会	1名	2月	虐待防止研修(内部)	全職員	年1回
新任職員研修	対象者	6,7,8月	身体拘束適正化研修(内部)	全職員	年1回
中堅職員研修	1名	6,7,8月	BCP研修・訓練(内部)	全職員	9月
OJTリーダー養成研修	1名	6月	Eラーニング	全職員	毎月
強度行動障害支援者養成研修 基礎実践	2名	11月	その他職員研修 (内部研修含む)	未定	随時
ミュージックケア研修	2名	1月	地域連携推進会議	管理職	11月

## 9. 職員の現状

職 種 区 分	寮 長	嘱 託 医 師	看 護 師	責 任 サ ー ビ ス 管 理 者	支 援 員	(管 理) 栄 養 士	事 務 員	調 理 員	合 計
現 員	1		1	※1	22	1	2	業 務 委 託	27
嘱 託 職 員		(1)			7				7 (1)

( ) 非常勤 ※寮長と兼任

### Ⅲ. 保健衛生

#### 1. 基本方針

- ① 快適で清潔な居住環境
- ② ご利用者や職員の健康に対する保健衛生管理
- ③ 嘱託医や他各医療機関と密な連携を図り、疾病の予防、早期発見、早期治療
- ④ 加齢に伴う通院、健康管理
- ⑤ 職員の健康管理
- ⑥ 健康に対する意識の向上

#### 2. 年間目標

- ① 清潔な住環境づくりの為に、床・手すり・トイレ等の衛生管理。
- ② 各部門が連携を図り、個々のご利用者の健康に関する情報交換、健康状態の把握、速やかな対応
- ③ 各場面に応じた保健衛生指導
- ④ 疾病の予防、早期発見、早期治療
- ⑤ 健康診断、成人病検診の充実
- ⑥ 流行性感冒（インフルエンザ）に対するワクチン接種、インフルエンザ以外の感染性の疾病に対する予防（手洗い・うがい、環境整備）の励行
- ⑦ 健康を意識した活動内容

#### 3. 月間業務内容

- ① 通院
  - ・定期通院
  - ・随時受診（状況に応じ救急受診、又は往診）
- ② 身体の計測
  - ・体重測定 月1回
  - ・身長 年1回（5月）
  - ・血圧 年1回（6月）\*Dr.の指示のある時及び必要時に随時測定
  - ・体温 必要な時に随時測定
- ③ 薬物の管理及び服薬介助
- ④ 医薬品・救急器具・AEDの管理、整備、補充
- ⑤ カルテ整理
- ⑥ 保険証・受診証の保管 別途必要な証書の申請等の実施
- ⑦ 月間通院予定表の作成
- ⑧ 口腔クリーニング、歯科通院の予定表の作成・スケジュール管理
- ⑨ 定期処置及び必要時応急処置
- ⑩ 服薬状況、医療歴等、資料の随時更新
- ⑪ 保健衛生会議の実施
- ⑫ ご利用者・職員の健康診断の実施
- ⑬ 医務室の管理・清掃
- ⑭ 嘱託医の診察について調整、管理、実施

#### 4. 年間業務計画

健 診		測 定	衛生支援	環境衛生
4月	子宮癌・乳癌検診 (20歳以上の女子)	WT	感染対策会議	緊急時対応訓練
5月		WT, HT		感染研修
6月	健康診断(一斉検診1回目) ※職員も含む 血液、尿検査 心電図、視力、聴力 成人病検診 肺癌(X-P) 胃・十二指腸検査 内科検診	BP, WT	梅雨期の生活 食中毒の予防	歯の衛生週間 6月4日～10日
7月	耳鼻科検診 眼科健診	WT	夏の生活・熱中 症 感染対策会議	夏用寝具に交換
8月		WT	健診結果報告	職員向け研修
9月		WT		
10月		WT	冬の生活・咳エ チケット、手洗 い・うがい重点 化 感染対策会議	
11月	インフルエンザワクチン 予防接種 健康診断(一斉健診2回目) 血液、尿検査 ※職員は夜勤従事者対象	WT	風邪対策 (インフルエ ンザ予防含む)	冬用寝具に交換 加湿器設置 換気、保湿につい て
12月		WT	健診結果確認	感染研修
1月		WT	感染対策会議	救命講習
2月		WT	健診結果報告	職員向け研修
3月		WT	年間のまとめ 次年度の計画	

BP(血圧). WT(体重). HT(身長)

- ※ 救急法等、医療に関する研修の実施。
- ※ 定期精神科診察。(嘱託医：月1回)
- ※ 永田歯科定期口腔クリーニング。(毎月第2・第3木曜日)
- ※ 毎月第1水曜日「清掃日」

#### IV. 給食関係

日常生活の中で毎日の食事は、利用者にとって大きな楽しみの一つであり、適正な栄養を確保し、嗜好を十分に取り入れ、安心・安全な食事を提供する。

##### 1. 食事時間

朝食	昼食	夕食	間食
8 : 0 0	1 2 : 0 0	1 7 : 3 0	日曜日のみ 1 5 : 0 0

##### 2. 食事平均喫食数

	朝	昼	夕
利 用 者	4 8	4 8	4 8
職 員	3	1 2	0
合 計	5 1	6 0	4 8

##### 3. 食事計画

朝	昼・夕
ご飯食：週5回（1汁1飯1菜） パン食：週2回（食パン、菓子パン、 惣菜パン、調理パン） 副食（サラダ、ソテー、果物、 スープ、乳製品など） 飲み物（牛乳・スキムミルク）	1汁1飯2～3菜 輸入食品をできるだけ使わず、地場産物 の安全な食材・食品を取り入れていく。

- ・献立は栄養基準を満たし、嗜好、色彩、種類等を考慮し、バランスの取れた季節感のある食事を提供する。
- ・素材や材料を選べる食事提供にも取り組み、栄養だけでなく心も満たす楽しい食事を提供する。
- ・温かな食事を提供できるよう努める為に、調理時間・盛り付け時間・配膳時間を考慮した調理をするよう指導する。
- ・毎食の献立表を見るのを楽しみにされているため、一週間分の献立表に料理写真を取り入れる。
- ・地域との関わりを大切にし、地場産物の食材を使用する。（米・野菜など）

#### 4. 特別食

脂肪配慮食	14名	塩分制限	6名
アレルギー食品除去	3名	ヨード制限	1名
栄養補助食品	1名	とろみ	4名
低ナトリウム血症	2名		

※重複している人有り

- ・脂肪配慮食の方は、脂質・エネルギーを配慮する。

#### 5. 配慮食

粥食	2名	細切れ	17名
軟飯	2名	刻み	9名
マンナンライス	8名	軟菜食	9名

※重複している人有り

- ・個人の能力や現状にあわせ、誤嚥することなく摂取してもらうよう食形態に配慮する。
- ・魚は、全て骨を取ったものを提供する。

#### 6. 保存食

- ・毎食毎に調理済みのものと食材を2週間冷凍室にて保存する。
- ・災害対策として、3食×3日分の飲料水・非常食を保存する。また、備蓄食品献立も作成するとともに、食品の賞味期限・消費期限も明記する。

#### 7. 衛生管理

- ・給食従事者の月1回の検便（保菌検査及び病原性大腸菌検査）を実施する。
- ・朝夕の水質検査を記録する。（貯水槽は清潔を保持するため、年1回専門業者に依頼する）。
- ・清潔な環境で食べてもらえるように、毎月の食堂清掃・床ワックスを専門業者に依頼する。
- ・害虫駆除を年数回専門業者に依頼する。
- ・排水槽の掃除を毎月専門業者に依頼して行う。

#### 8. 行事食

4月	お花見	12月	冬至・忘年会・大晦日
5月	端午の節句	1月	正月・七草粥・小正月
6月	水無月	2月	節分
7月	七夕・土用の丑	3月	桃の節句
10月	秋まつり・ハロウィン		